市の債権

自治体が保有する金銭の給付を目的とする権利（地方自治法第240条）

公　債　権

公法上の原因に基づいて発生する債権（地方自治法第231条の３第１項）

強制徴収公債権

地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権（地方自治法第231条の３第３項）
《例》市税・国民健康保険税・介護保険料・保育料・下水道使用料など

強制徴収債権

裁判所を経ずに直接財産の差押や換価を行える「自力執行権」を有し、滞納債権に充当することができるほか不能欠損処理ができる。

非強制徴収公債権

強制徴収公債権以外の債権（民事執行法による強制徴収が必要な債権）
《例》ごみ処理手数料・土地使用料・施設使用料など

非強制徴収債権

「自力執行権」がないため、債権の回収を行うためには裁判手続きが必要。

私　債　権

私法上の原因（契約等）に基づいて発生する債権
《例》上水道料・公営住宅使用料・育英貸付金・大学授業料・市立病院診療費など